

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

4.1 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況を把握するにあたり、環境要素に係る環境影響を受けるおそれのある図3.2-1の範囲を調査区域としました。また図3.2-1に示す範囲は、一般的に道路事業において想定される環境影響（大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等）を受けるおそれのある範囲を網羅できる範囲となっています。本書において最も広範囲に環境影響が及ぶ可能性のある環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土技術政策総合研究所資料 No. 714、土木研究所資料No. 4254）を参考に設定しました。

なお、自然的状況を把握した主な結果を表 4.1-1に示します。

表 4.1-1(1) 自然的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	<p>1. 気象の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、降水量が観測されている鋸南地域気象観測所があります。鋸南地域気象観測所における令和4年の月間降水量の平均は131.2mmです。</p> <p>2. 大気質の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、一般環境大気測定局(以下、「一般局」という。)は2局存在しています。また、降下ばいじん測定地点は1箇所存在しています。 一般局における、二酸化硫黄(SO₂)については、館山亀ヶ原測定局で測定されており、環境基準を達成しています。 二酸化窒素(NO₂)については、調査区域内の2局で測定されており、環境基準及び千葉県環境目標値を2局とも達成しています。 光化学オキシダント(O_x)については、調査区域内の2局で測定されており、2局とも環境基準未達成となっています。 浮遊粒子状物質(SPM)については、調査区域内の2局で測定されており、長期的評価及び短期的評価の環境基準を2局とも達成しています。 微小粒子状物質(PM_{2.5})については、調査区域内の2局で測定されており、2局とも環境基準を達成しています。 炭化水素については、調査区域内の2局で測定されており、2局とも非メタン炭化水素の指針値を下回っています。 その他、館山亀ヶ原測定局では有害大気汚染物質等が測定されており、それらの結果は環境基準や環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を超過する項目はありません。 降下ばいじんは、湊(消防署天羽分署)において測定されており、平成29年度から令和3年度では2.0~2.4 t/km²/月で推移しています。</p> <p>3. 騒音の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に環境騒音の測定が4地点で実施されています。これらの地点は類型指定地域の区分に入らない地域ですが、千葉県における環境基準の中で最も厳しいA類型及び道路に面する地域の環境基準(昼間:55dB、夜間:45dB)と比較すると、地域交流センター「カナリエ」では、昼間及び夜間の基準値を超過していますが、その他の地点では基準値以下となっています。 また、令和3年度に道路交通騒音調査の面的評価に係る調査が8地点で実施されています。面的評価の調査結果をみると、昼間・夜間とも環境基準値以下となっている割合は、100%となっています。</p> <p>4. 振動の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、道路交通振動の調査は実施されていません。</p>

表 4.1-1(2) 自然的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
<p>水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況</p>	<p>1. 水象の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、湊川水系や平久里川水系等の二級河川及び準用河川等が存在します。</p> <p>2. 水質の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に4河川6地点で公共用水域の水質調査が行われています。また、富津市により4河川6地点で水質調査が行われています。 人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域（平久里川（横峰大橋、平成橋）、増間川（池田橋）、湊川（湊橋、丹後橋））に適用されています。 対象事業実施区域及びその周囲における令和3年度の調査結果では、生活環境の保全に関する環境基準が類型指定されている水域全ての地点で大腸菌群数が環境基準を満足していません。 横峰大橋（平久里川）においてpHが、平成橋（平久里川）、湊橋（湊川）及び丹後橋（湊川）において溶存酸素(DO)が、横峰大橋（平久里川）及び平成橋（平久里川）において生物化学的酸素要求量(BOD)が環境基準を満足していない調査結果が見られていますが、それ以外の項目及び調査地点については、いずれも環境基準を満足しています。 その他、健康項目及びダイオキシン類については、いずれの調査地点でも環境基準を満足しています。</p> <p>3. 底質の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、水底の底質の調査（ダイオキシン類）が実施されています。底質調査結果（ダイオキシン類）は、いずれの年度、地点において環境基準を満足しています。</p> <p>4. 地下水の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に11地点で概況調査が、3地点で継続監視調査が、4地点で要監視項目調査が実施されています。 概況調査結果では、全ての項目で環境基準を満足しています。また、継続監視調査結果では、3地点のうちほう素が1地点で環境基準を超過しています。要監視項目調査では、全ての項目で指針値を下回っています。</p>
<p>土壌及び地盤の状況</p>	<p>1. 土壌の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、乾性褐色森林土壌や褐色森林土壌が広く分布しています。また、谷部ではグライ土壌や細粒褐色低地土壌が分布しています。</p> <p>2. 地盤の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、地盤変動の調査は実施されていません。</p> <p>3. 土壌汚染の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域は、1箇所指定されています。なお、「令和3年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（令和4年12月 環境省水・大気環境局）によると、千葉県内では「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策区域もありません。</p>
<p>地形及び地質の状況</p>	<p>1. 地形の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、北側半分には、主に小起伏山地、一部に中起伏山地が分布しています。南側中央寄りには、富津館山道路の東側に山地、海に近い西側には低地が分布しています。また、南端一帯は丘陵地となっていて、谷内は台地（段丘）が分布しています。</p> <p>2. 地質の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、未固結堆積物及び半固結～固結堆積物が分布しています。主に砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、細粒凝灰岩等が見られます。</p> <p>3. 重要な地形及び地質の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、「日本の地形レッドデータブック 第1集」（平成12年12月、小泉武栄、青木賢人）、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保存すべき地形—」（平成14年3月、小泉武栄、青木賢人）に記載されるような、学術上または希少性の観点による重要な地形・地質は確認されていません。なお、対象事業実施区域及びその周囲においては、重要な地形及び地質として、鋸山・頂上壁等が存在しています。</p>

表 4.1-1(3) 自然的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
<p>動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p>	<p>1. 動物の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、4 自治体（館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市）で「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月 27 日、環境省報道発表資料）や「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（2019 年改訂版）」（2019 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課）等で挙げられている重要な動物種として、哺乳類では 5 目 9 科 13 種、鳥類では 16 目 33 科 80 種、爬虫類では 2 目 6 科 11 種、両生類では 2 目 5 科 11 種、魚類では 5 目 7 科 13 種、昆虫類では 13 目 73 科 183 種、クモ類では 1 目 2 科 4 種、ヤスデ類では 3 綱 9 目 13 科 15 種、陸産貝類では貝類 4 目 10 科 15 種、底生動物（水産貝類・水産甲殻類）では 2 綱 2 目 3 科 3 種が生息するとされています。また、対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地等の状況として、ルーミスジミ等の生息地等が存在するとされています。</p> <p>2. 植物の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、4 自治体（館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市）で「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月 27 日、環境省報道発表資料）や「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編（2023 年改訂版）」（2023 年 7 月 千葉県環境生活部自然保護課）で挙げられている重要な植物種として、維管束植物では 46 目 110 科 449 種、非維管束植物では、蘚苔類が 17 科 28 種、藻類が 9 科 11 種、地衣類では 22 科 48 種、きのこ類では 11 科 15 種が生育するとされています。また、対象事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落等として、特定植物群落が 4 箇所、巨樹・巨木林が 35 件、文化財指定されている樹木等が 13 件、保護上重要な群集・群落が 6 種類確認されています。</p> <p>3. 生態系の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、「山地・丘陵地、台地の樹林環境」、「耕作地及び緑の多い住宅地等」、「水辺環境」を生息・生育基盤とする生態系が成立しています。また、重要な湿地として館山市の館山湾が、代表的な湧水として、南房総市の「吉井の大井戸」、富津市の「志駒不動様の霊水」、「銘水滝の不動尊」が指定されています。</p>
<p>景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況</p>	<p>1. 主要な眺望点及び景観資源の分布及び概況 対象事業実施区域及びその周囲においては、主要な眺望点と眺望景観として、大福寺観音堂（崖観音）や鋸山等が存在しています。 対象事業実施区域及びその周囲においては、主要な景観資源として、岩井海岸、保田海岸等が存在しています。</p> <p>2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び概況 対象事業実施区域及びその周囲においては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、大房岬自然公園、道の駅おおつの里花倶楽部等が存在しています。</p>
<p>一般環境中の放射性物質の状況</p>	<p>千葉県では生活空間への影響を把握するため、県内 7 箇所のモニタリングポストで空間放射線量の測定を行っています。調査区域には、安房農業改良普及センター跡地にモニタリングポストが設置されており、平成 24 年 3 月 29 日より、空間放射線量（$\mu\text{Sv}/\text{時}$）の測定が行われています。本測定結果によると、令和 4 年度における空間放射線量の日平均値（最小値～最大値）は $0.053\sim 0.065\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ となっており、千葉県が設定する除染対策目標の $0.23\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ を下回っています。</p>
<p>その他自然的状況に関する事項</p>	<p>1. 文化財等 対象事業実施区域及びその周囲においては、指定文化財が全部で 49 件（国指定文化財：3 件、国登録文化財：3 件、県指定文化財：11 件、市指定文化財：32 件）存在しています。</p> <p>2. 埋蔵文化財包蔵地 対象事業実施区域及びその周囲においては、埋蔵文化財包蔵地が多数見られています。</p>

4.2 社会的状況

調査区域における社会的状況を把握するにあたり、図3.2-1の範囲を調査区域としてとりまとめました。

ただし、後述する「人口及び産業の状況」（人口及び世帯数等及び産業別就業者数等）、「土地利用の状況」（地目別土地面積）、「河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況」（地下水揚水量、上水道の普及率）、「下水道の整備の状況」、「地域における計画・戦略・目標等」、「その他の事項」（ごみ処理量、公害苦情件数の状況）については、対象事業実施区域及びその周囲が該当する対象自治体（館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市の3市1町）全域（以下、「対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体」という。）で整理しました。

なお、社会的状況を把握した主な結果を表 4.2-1に示します。

表 4.2-1(1) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	<p>1. 人口の状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体においては、令和5年3月1日現在の人口は、4自治体の合計で124,087人、世帯数は55,611世帯となっています。また、館山市の一部が市街化された土地利用となっていますが、人口集中地区(DID)は、対象事業実施区域には存在しません。</p> <p>2. 産業の状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における就業者数は、全ての市町において全就業者に対する第三次産業の占める割合が約7割から約9割と高くなっています。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における年間商品販売額は約18,151千万円であり、千葉県全体の約1.4%を占めています。</p>
土地利用の状況	<p>1. 土地利用の状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における地目別土地面積は、宅地の占める割合が館山市で約10%、南房総市、安房郡鋸南町で約5%、富津市で約7%となっています。また、対象事業実施区域及びその周囲においては、主に森林が分布し、富津館山道路のIC周辺に建物用地が多く見られます。</p> <p>2. 土地利用計画の状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲においては、館山市で第一種居住地域等が見られます。なお、対象事業実施区域は、都市計画区域の指定外となっています。</p> <p>3. 有害物質に係る土地利用の状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲においては、「土壤汚染対策法」に基づく指定区域は、ありませんが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域は1箇所指定されています。なお、「令和3年度農用地土壤汚染防止法の施行状況」（令和4年12月 環境省水・大気環境局）によると、千葉県内では「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定された地域はありません。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策区域もありません。</p>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<p>1. 河川の状況</p> <p>対象事業実施区域は、岡本川、大川、岩井川、佐久間川、大六川、保田川、元名川、小磯川、金谷川、白狐川と交差しています。また、鋸山ダムや元名ダムの利水ダム、市部溜池などの農業用ため池が点在しており、対象事業実施区域と交差している一部の河川では、農業用水等としての利用が見られます。</p> <p>2. 地下水の利用状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体においては、富津市の地下水揚水量が4,966m³/日となっており、稼働井戸本数は36本となっています。</p> <p>3. 上水道の整備の状況</p> <p>4自治体（館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市）における上水道の普及率は97.0%～99.8%となっています。</p>

表 4.2-1(2) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
交通の状況	<p>1. 主要な道路位置 対象事業実施区域及びその周囲においては、主要な道路として、事業区間である一般国道 127 号 富津館山道路があります。対象事業実施区域と交差する道路としては、主要地方道鴨川保田線、主要地方道鴨川富山線、県道外野勝山線、県道富山丸山線等があります。</p> <p>2. 主要な道路網の利用状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査(道路交通センサス調査)の調査結果によると、事業区間である一般国道 127 号富津館山道路の 24 時間交通量は 8,085~10,448 台、昼間 12 時間大型車混入率は 13.4%~13.8%となっています。</p> <p>3. バス路線の状況 対象事業実施区域及びその周辺においては、バス事業者及びコミュニティバスが存在し、日東交通株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、鋸南町循環バス(赤バス・青バス)、富山線(トミー号)、富浦線(さざなみ号)、館山市街地循環バス(かいまーる)があります。</p> <p>4. 鉄道の利用の状況 主要な鉄道としては、対象事業実施区域と概ね並列して JR 内房線があります。その他、鋸山ロープウェイがあります。</p>
学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>対象事業実施区域及びその周囲においては、住宅の配置の概況として、一般国道 127 号 富津館山道路の IC 周辺に建物用地が見られます。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲においては、環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況として、幼稚園が 8 箇所、小学校が 9 箇所、中学校が 6 箇所、高等学校が 4 箇所、専修学校が 1 箇所存在するほか、こども園が 3 箇所、保育園が 11 箇所存在します。また、病院又は入院患者を収容する設備のある診療所は 9 箇所、社会福祉施設は 24 箇所存在します。</p>
下水道の整備の状況	<p>対象事業実施区域及びその周囲が該当する 4 自治体においては、館山市及び富津市で下水道が整備されており、下水道普及率は、それぞれ 12.2%、19.9%となっています。</p>

表 4.2-1(3) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画法第八条第一項第一号の指定により定められた用途地域 対象事業実施区域及びその周囲においては、館山市で第一種住居地域等が見られます。しかし、対象事業実施区域は、都市計画区域の指定外となっています。 2. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の時期、計画の目標値等） 千葉県では、平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」が策定されており、対象事業実施区域及びその周囲においては、富津市が対象地域となっています。この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とされています。 3. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域 対象事業実施区域及びその周囲においては、富津市が、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の総量規制地域として定められていますが、窒素酸化物の総量規制地域は存在しません。 4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法に定められた対策地域は存在しません。 5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された沿道整備道路は存在しません。 6. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準 <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン等、微小粒子状物質、ダイオキシン類の大気の汚染に係る環境基準が定められています。 ・水質汚濁 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により、平久里川、増間川、湊川全域がA類型に指定されています。 ・騒音 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により、騒音に係る環境基準は、地域類型別、昼・夜間別に基準値が定められています。ただし、南房総市及び安房郡鋸南町は、地域類型の指定がありません。 ・土壌汚染 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により、カドミウム等の土壌汚染に係る環境基準が定められています。 7. 公害防止に関する法令に基づく規制基準等 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により、自動車騒音の要請限度等が館山市及び富津市で地域の指定がされています。一方、南房総市及び安房郡鋸南町は同法に基づく地域の指定がされていません。

表 4.2-1(4) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により道路交通振動の要請限度が館山市及び富津市で地域の指定がされています。一方、南房総市及び安房郡鋸南町は同法に基づく地域の指定がされていません。 ・ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域及び第四条の二第一項に規定する指定地域 <ul style="list-style-type: none"> 同法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域は、千葉県全域が該当します。また対象事業実施区域及びその周囲においては、同法第四条の二第一項の規定による指定地域が館山市の一部、南房総市の一部、安房郡鋸南町、富津市で指定されています。 <ol style="list-style-type: none"> 8. 土壌汚染対策法第六条及び第十一条の規定により指定された区域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はありません。 9. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された区域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された指定区域が南房総市に存在します。 10. 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> 千葉県全域において、同条例で定める粒子状物質(PM)排出基準を満たさないディーゼル自動車(乗用車除く)は運行が禁止されています。 11. 工業用水法第三条第一項で定める地域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された区域は存在しません。 12. 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第三条第一項で定める地域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された区域は存在しません。 13. 千葉県環境保全条例による地下水採取規制 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同条例により富津市が指定地域になっています。 14. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しません。 15. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された生息地等保護区は存在しません。 16. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同条約により指定された湿地の区域は存在しません。 また、日本ではラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成 13 年に選定・公表され、平成 28 年度に見直しが行われましたが、対象事業実施区域及びその周囲においては、館山湾が重要湿地に選定されています。 17. 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された指定文化財が全部で 49 件(国指定文化財：3 件、国登録文化財：3 件、県指定文化財：11 件、市指定文化財：32 件)存在しますが、重要文化的景観は存在しません。

表 4.2-1(5) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>18. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された国定公園等として、南房総国定公園及び県立富山自然公園が存在します。</p> <p>19. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された自然環境保全地域は存在しません。</p> <p>20. 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。</p> <p>21. 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜全地区 千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。</p> <p>22. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。</p> <p>23. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された地域は存在しません。</p> <p>24. 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」） 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により定める緑地の保全及び推進に関する基本計画を定めている地域は存在しません。</p> <p>25. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区等の区域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された主な鳥獣保護区等として、三芳鳥獣保護区、岩婦特定猟具使用禁止区域（銃器）、田子台特定猟具使用禁止区域（銃器）、鋸山特定猟具使用禁止区域（銃器）等が存在します。</p> <p>26. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により定められた風致地区の区域は存在しません。</p> <p>27. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 対象事業実施区域及びその周囲においては、景観行政団体に指定されている館山市が策定した景観計画の景観計画区域（市全域）の一部が該当します。</p> <p>28. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により市町村が定める歴史的風致維持向上計画の策定は行われていません。</p> <p>29. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された保護林の区域は存在しません。 ・森林法第二十五条の規定により指定された保安林の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された保安林が存在します。

表 4.2-1(6) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>30. その他の指定状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防法に基づく砂防指定地の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された砂防指定地の区域が 20 渓流存在します。 ・ 地すべり等防止法による地すべり防止区域の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された地すべり防止区域が 14 区域存在します。 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」が 29 箇所存在します。 ・ 山地災害危険地区の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、山地災害危険地区として、「山腹崩壊危険地区」が 218 箇所、「地すべり危険地区」が 53 箇所、「崩壊土砂流出危険地区」が 20 箇所存在します。 ・ 土砂災害警戒区域等の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が存在します。 ・ 特定建設作業の騒音に係る規制基準 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により特定建設作業の騒音に係る規制基準が館山市及び富津市で指定されています。一方、南房総市及び安房郡鋸南町は同法に基づく地域の指定がされていません。ただし、特定建設作業の騒音は、4 自治体（館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市）において、各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準や規制対象作業が定められています。 ・ 特定建設作業の振動に係る規制基準 対象事業実施区域及びその周囲においては、同法により特定建設作業の振動に係る規制基準が館山市及び富津市で指定されています。一方、南房総市及び安房郡鋸南町は同法に基づく地域の指定がされていません。ただし、特定建設作業の振動は、3 自治体（館山市、南房総市、富津市）において、各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準や規制対象作業が定められています。
<p>地域における計画・戦略・目標等</p>	<p>地方公共団体が策定した環境に関する計画や総合的な計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県地域公害防止計画 千葉県では、「環境基本法」に基づき平成 29 年 3 月 28 日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。 ・ 千葉県地球温暖化対策実行計画 千葉県では、地球温暖化対策をめぐる世界的な動きに合わせて、地域から地球温暖化対策を推進するため、2030 年度を目標年度とした本計画を策定しました。 ・ 千葉県廃棄物処理計画 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五の規定による法定計画として、千葉県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。 ・ 建設リサイクル推進計画 2020 千葉県では、建設リサイクルについては、国が策定する「建設リサイクル推進計画 2020」に則ることとしています。 ・ 環境基本計画 <ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県では、平成 20 年度に策定した第二次千葉県環境基本計画（平成 27 年 3 月に一部改訂）の計画期間が平成 30 年度までであることから、第三次となる千葉県環境基本計画を平成 31 年 3 月に策定しました。 2. 富津市では、平成 19 年 5 月に「富津市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、平成 28 年度末で計画期間が終了することから、「第 2 期富津市環境基本計画」を策定しました。 3. 南房総市では、市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、市、事業者、市民及び滞在者が共通の問題意識のもと、ともに環境の保全と創造に取り組むための指針となるものとして、平成 22 年 3 月に「南房総市環境基本計画」を策定しました。その後、その計画期間が終了することから、令和 3 年 3 月に「第 2 次南房総市環境基本計画」を策定しました。

表 4.2-1(7) 社会的状況

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
その他の事項	<p>1. 廃棄物の処理及び施設の状況 対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体のうち、令和3年度においてごみ処理量が最も多いのは館山市で19,642t、最も少ないのは安房郡鋸南町で2,933tとなっています。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲においては、産業廃棄物処理業者のうち、中間処理業者の施設が3箇所存在し、一般廃棄物処理施設のうち、中間処理施設及び最終処分場がそれぞれ1箇所ずつ存在します。</p> <p>2. 土地区画整理事業の状況 対象事業実施区域及びその周囲においては、事業進捗中の土地区画整理事業は存在しません。</p> <p>3. 公害苦情の状況 対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体においては、令和3年度の公害苦情件数で最も多い典型七公害は館山市、南房総市、富津市では大気汚染となっています。</p>